

総括票

1. 申請者に関する事項

申請代表者名	株式会社NHKプロモーション	代表者氏名	代表取締役社長 大美慶昌
申請代表者住所	東京都渋谷区神山町5-5		

その他の申請者（申請代表者以外の展覧会主催者）

申請者名	大阪中之島美術館	代表者氏名	館長 菅谷富夫
申請者住所	大阪市北区中之島4-3-1		
申請者名	公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都美術館	代表者氏名	館長 高橋明也
申請者住所	東京都台東区上野公園8-36		
申請者名	愛知県美術館	代表者氏名	館長 拝戸雅彦
申請者住所	名古屋市東区東桜1-13-2		
申請者名	NHK	代表者氏名	事業センター長 椋健一郎
申請者住所	東京都渋谷区神南2-2-1		

2. 公開予定施設等に関する事項

施設名	大阪中之島美術館	公開期間	2022年 7月23日～10月2日
所在地	大阪市北区中之島4-3-1		
施設名	公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都美術館	公開期間	2022年 10月18日～12月28日
所在地	東京都台東区上野公園8-36		
施設名	愛知県美術館	公開期間	2023年 1月14日～3月14日
所在地	名古屋市東区東桜1-13-2		

3. 指定を受けようとする海外の美術品等に関する事項

美術品等の公開目的	
1970年日本万国博覧会のテーマ館《太陽の塔》で知られ、今日でも幅広い世代の人々を魅了する芸術家・岡本太郎（1911 - 1996）。この度、作家の芸術人生を振り返る、大回顧展を開催します。 1929年に渡仏した岡本太郎は、抽象表現に影響を受けながら画家としてのアイデンティティを確立していきます。帰国後、自らの芸術理念の核となる「対極主義」を提唱し、制作だけではなく『今日の芸術』、『日本の伝統』など文化・芸術論を展開。 《太陽の塔》を頂点とするパブリックな空間に展開される巨体な彫刻や壁画など、生活の中で生きる作品群は、「芸術は大衆のものである」という岡本太郎の信念そのものを象徴し、それ故に没後もなお、多くの人々を惹き付けています。 本展では、岡本太郎初期の代表作で学術上も大変重要な作品であり、また、海外へ寄贈されて以降日本で公開されてこなかった作品を今回初めて日本で展示することで、これまでにない貴重な鑑賞機会を創出します。	

No.	指定美術品等の名称 Name of designated works of Art, etc
1	露店 Fairground Stall

個票

1. 個々の美術品等の作品情報

タイトル (名称)	《露店》 Fairground Stall (Boutique foraine)	員数	1
作者名	岡本太郎 Okamoto Taro	作成年 作成時期	1937 (1949再制作)
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 絵画 <input type="checkbox"/> スケッチ <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 陶磁器 <input type="checkbox"/> 彫刻 <input type="checkbox"/> 工芸品 <input type="checkbox"/> 書跡・典籍 <input type="checkbox"/> 化石 <input type="checkbox"/> 岩石, 鉱物, 植物又は動物の標本 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)		
寸法等	129.2 × 124.9 cm		
その他の 特徴			
借用期間	2022年7月1日～2023年4月15日	作品番号	
所蔵館の 登録番号	83. 3137	カタログレゾネ 番号	
由来・ 歴史上、芸 術上又は学 術上の価値	1937年、パリにて制作。1940年帰国時に持ち帰るが、その後の戦災により焼失。1949年に再制作し、翌年の「現代美術自選代表作十五人展」に出品。純粹抽象から具象的イメージを取り込んでいった時期の作品として貴重。 <由来>1983年岡本太郎よりソロモン・R・グッゲンハイム美術館（ソロモン・R・グッゲンハイム財団が所有、運営）に寄贈 所有権はソロモン・R・グッゲンハイム財団が有する <盗難歴>確認されていません		

2. 個々の美術品等の写真

(撮影年月：2021年8月)



※画像を収めたCD-ROMやUSBメモリ等も提出すること。

※美術品等の外形的特徴が分かるよう、必要に応じて、正面、側面、背面、上部等の複数方向から撮影した画像や、美術品等の特徴的な部分を撮影した画像を添付すること。

※指定を受けた場合、美術品等の画像は文化庁ホームページに掲載されるとともに、関係機関に通知等されるので、美術品等の所有者及び著作権者には予めその旨の許諾を取ること。